

## 「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」実施要領

4 公東観地事第1061号

令和 4 年 10 月 6 日

4 公東観地事第1217号

令和 4 年 12 月 1 日

4 公東観地事第1263号

令和 4 年 12 月 26 日

### (目的)

第1条 この要領は、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、要綱第11条に定める実施手続及びその他「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業（以下「本事業」という。）」実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

### (旅行事業者が確認、遵守する規程類等)

第2条 旅行事業者は、要綱、本要領及びクーポン実施要領等の他に、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける事務局である統一窓口共同運営体（以下「統一窓口」という。）が定める以下の規程類等も確認し、遵守すること。

- (1) 全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル<旅行事業者用>（以下、「取扱マニュアル<旅行事業者用>」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
- (2) 全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>：取扱マニュアル<旅行事業者用>を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
- (3) 全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
- (4) 全国を対象とした観光需要喚起策 販売申請・販売状況報告マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
- (5) 事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したものであるもの。

(宿泊事業者及び宿泊施設等登録の申請)

第3条 本事業への参加を希望する宿泊事業者及び宿泊施設等は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が定める期日までに、本事業所定のオンライン登録フォームに必要事項を記入、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」誓約書（様式1-1）の内容を確認の上、フォーム上で必要書類を提出しなければならない。なお、オンラインによる申請が困難な宿泊事業者及び宿泊施設等は財団が定める期日までに「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」登録申込書兼誓約書（様式1-2）「宿泊事業者・宿泊施設等登録情報」（様式2）及び必要書類を郵送にて財団に提出しなければならない。

- 2 都内観光促進事業（もっと Tokyo）の登録宿泊事業者が本事業へ参加を希望する際は、財団が定める期日までに、都内観光促進事業（もっと Tokyo）事務局から案内する都内観光促進事業（もっと Tokyo）登録宿泊事業者向けの所定のオンライン登録フォームに必要事項を記入、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」誓約書（様式1-1）の内容を確認の上、フォーム上で必要書類を提出しなければならない。なお、オンラインによる申請が困難な宿泊事業者は、財団が定める期日までに「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」登録申込書兼誓約書（様式1-2）及び必要書類を記入の上郵送にて財団に提出しなければならない。
- 3 都内観光促進事業（もっと Tokyo）の登録宿泊事業者が、本事業への登録に際して都内観光促進事業（もっと Tokyo）の登録情報から変更がある場合は、登録フォーム上にて登録内容を修正しなければならない。なお、オンラインによる申請が困難な宿泊事業者は、【都内観光促進事業（もっと Tokyo）事業者向け】登録事項変更届を登録の申請の際にあわせて提出しなければならない。

(登録申請した宿泊事業者及び宿泊施設等の登録の完了及び登録後の変更、取消)

第4条 前条第1項、第2項に基づき登録を申請した宿泊事業者及び宿泊施設等について、財団は申請内容を確認、審査を行い、登録承認をした旨のメールを宿泊事業者及び宿泊施設等へ送信する。宿泊事業者及び宿泊施設等はメールの受信をもって本事業への登録が完了する。

- 2 本事業への登録が完了した宿泊事業者及び宿泊施設等の管理番号、宿泊施設名、住所、電話番号、ウェブサイト URL、参画開始日は、統一窓口へ共有されると共に、本事業のウェブサイト上に掲載される。
- 3 本事業の登録情報の変更を希望する登録宿泊事業者及び宿泊施設等は、宿泊事業者用コールセンターへ連絡するものとする。
- 4 本事業への登録の取消を希望する登録宿泊事業者及び宿泊施設等は、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」宿泊事業者・宿泊施設等取消申請書（様式3）を財団へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 財団は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を「全国

旅行支援を活用した地域観光支援事業」宿泊事業者・宿泊施設等取消承認通知書（様式4）により登録宿泊事業者及び宿泊施設等に通知するものとする。

#### （宿泊事業者の割当予算額）

- 第5条 財団は、要綱第5条第1項（2）により登録された宿泊事業者（以下、「登録宿泊事業者」という。）について、客室数などにに基づき審査を行い、割当予算額を決定し、宿泊事業者は割当予算額の中で支援対象商品を販売するものとする。ただし、財団が不相当と認めるものについては、割当の対象としない。なお割当予算額については、事業の執行状況に応じて、追加割当の実施も含め、適正に配分する。
- 2 財団は、前項に基づく決定後、割当予算額を登録宿泊事業者に対して、各登録宿泊事業者の「登録情報・予算額確認ツール」(k Viewer (ケイビューワー)) 上にて通知する。
  - 3 登録宿泊事業者は通知された割当予算額について、異議申し立てを行うことはできないものとする。

#### （支援対象商品の販売）

- 第6条 要綱第5条に基づき登録された登録宿泊事業者は、支援対象商品を要綱第3条に定める助成金を差し引いた金額で販売するとともに、割当予算額内で商品を販売すること。
- 2 登録宿泊事業者は割当予算額について、販売到達できないと判明した場合、速やかに財団に連絡し、指示を受けることとする。
  - 3 本事業の対象となる商品の告知については「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」（キャンペーン事業名（愛称）「ただいま東京プラス」）の支援対象商品であることを表記すること。

#### （登録旅行事業者等の責務）

- 第7条 宿泊事業者は利用者のチェックイン等の際に、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）又は検査（PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）及び抗原定性検査をいう。以下同じ。）の結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）により、利用者全員に「ワクチン3回以上接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかの確認を行うこと。ただし、ワクチンを2回接種した12歳未満の者は、ワクチン3回以上接種歴のある者と同様に取り扱うこととする。また、12歳未満の者は同居する親等の監護者の同伴を条件に、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を不要とする。
- 2 宿泊事業者は前項に定める予防接種済証等又は検査結果通知書の確認の際にあわせて、身分証明書等の提示を受けて、利用者の本人確認及び居住地確認を行うこと。団体・グループの場合、利用者全員から身分証明書等の提示を受けて、利用者全員の本人確認及び居住地確認を行うこと。

- 3 宿泊事業者は利用者へのクーポンの引き渡しの際に、「クーポン受領証兼利用申込書」（様式5）の記入を依頼し、回収すること。
- 4 旅行事業者は支援対象商品に組み込まれた宿泊施設等に対し、第1項と同様に利用者全員に「ワクチン3回以上接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかの確認、第2項と同様に利用者全員の本人確認及び居住地確認及び第3項と同様に利用者「クーポン受領証兼利用申込書」（様式5）の記入の依頼及び回収を行うよう依頼すること。なお、第Ⅱ期旅行においては、対面販売の場合、ワクチン3回以上接種歴の確認は原則販売時に行い、宿泊施設等に対し「ワクチン3回以上接種歴」を確認済みである旨を伝えること。この場合、宿泊施設等は「ワクチン3回以上接種歴」の確認を省略することができる。
- 5 旅行事業者は、日帰り旅行商品においては、旅行当日の出発前までに添乗員が第1項と同様に利用者全員に「ワクチン3回以上接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかの確認、第2項と同様に利用者全員の本人確認及び居住地確認及び第3項と同様に利用者「クーポン受領証兼利用申込書」（様式5）の記入の依頼及び回収を行うこと。添乗員がいない支援対象商品の場合は、現地係員等を配置し、実施すること。なお、第Ⅱ期旅行においては、対面販売の場合、ワクチン3回以上接種歴の確認は原則販売時に行い、添乗員、現地係員等に対し「ワクチン3回以上接種歴」を確認済みである旨を伝えること。この場合、添乗員、現地係員等は「ワクチン3回以上接種歴」の確認を省略することができる。
- 6 旅行事業者が企画する支援対象商品のうち、宿泊旅行商品及び交通付き宿泊旅行商品については、旅行当日の出発前までに添乗員又は現地係員等が第1項と同様に利用者全員に「ワクチン3回以上接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかの確認及び第2項と同様に利用者全員の本人確認及び居住地確認を行い、その結果を宿泊事業者に伝えた場合、宿泊事業者は第1項及び第2項の確認を省略する事が出来る。
- 7 グループ内の一部の者が、「ワクチン3回以上接種歴」又は「検査結果の陰性」の基準を満たさない場合、一人当たりの支援対象商品の価格を切り分けて算出できる場合については、基準を満たしていない者のみを助成の対象外とする。また、一人当たりの価格を算出できない場合については、グループ全員を助成の対象外とする。

（宿泊事業者の予算管理）

第8条 宿泊事業者は、事業者登録完了後の自身の施設を直接取り扱う宿泊商品については予約時に、第Ⅰ期旅行における、事業者登録完了前にすでに予約されている自身の施設を直接取り扱う宿泊商品については事業者登録の完了後2週間以内に、それぞれ各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリである region PAY のアプリ（以下、「region PAY」という。）上への予約情報の入力を行うこと。

なお、予約情報の変更や予約の取り消しがある場合は、適宜 region PAY 上の入力内容の修正を行い、自身の施設を直接取り扱う宿泊商品の宿泊実績を集計することにより、当該施設の予算

管理を行うこと。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする宿泊事業者は、前条のとおり、自身の施設を直接取り扱う宿泊商品の各月の宿泊実績を集計の上、翌月15日までに以下の書類を提出することにより助成金の申請をすることが出来る。

- (1) region PAY の管理画面から出力した、宿泊事業者が直接取り扱う宿泊のクーポン発行実績台帳
- (2) 「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」助成金振込依頼書(様式6)
- (3) 自身の施設を直接取り扱う宿泊商品において、宿泊を提供したことを証明する書類等(助成前宿泊金額・助成金額・支払い金額のうち2つ以上、宿泊施設名、お客様名、泊数又はチェックイン・チェックアウト日及び宿泊人数が記載された領収書、請求書、宿泊証明書等)の写し、若しくはそれに相当する書類
- (4) 自身の施設を直接取り扱う宿泊商品において、利用者から回収した「クーポン受領証兼利用申込書」(様式5)の写し

ただし月2回の助成金交付を希望する宿泊事業者は、各月1日から15日までの助成金について当月末日までに、各月16日から末日までの助成金について翌月15日までに、(1)から(4)に記載した書類を提出し、振込を依頼しなければならない。第I期旅行の最終的な受付は令和5年1月31日、第II期旅行の最終的な受付は令和5年4月15日とし、それ以降に提出されたものは交付の対象としない。

(助成金交付額の決定及び支払)

第10条 財団は、前条に基づく登録宿泊事業者からの助成金の交付申請に対し、提出された書類の内容を確認の上、助成金交付額を決定する。

- 2 前項に定める決定後、財団は、「全国旅行支援を活用した地域観光支援事業」助成金交付額決定通知書(様式7)を当該事業者に通知した上で登録申請時に登録宿泊事業者が指定した口座に、助成額決定から30日以内に助成金を振り込むものとする。

(書類等の保管)

第11条 登録旅行事業者等は、本事業に関する申請書類(第3条から前条までに基づき財団、事務局及び統一窓口等に提出した書類)の写し等、財団、事務局及び統一窓口等からの通知文書及び宿泊施設や運送機関等と交わした精算関係書類等(原則として原本とする。)について、事業終了後翌年度から5年間保管しなければならない。

(助成金の返還、違約加算金)

第12条 要綱第7条、第8条及び第13条において別に定める事項は次の各号のとおりとする。

(1) 期限及び返金先の口座等については、個別に財団が通知するところによる。

(2) 前号において財団から通知を受けた販売旅行事業者等は、助成金の返還のほかに、助成金を受領した日から助成金の返還日までの日数に応じ、助成金返還額に年10.95%の割合で計算した違約加算金(千円未満切上)を財団に支払わなければならない。違約加算金の支払期日は、個別に財団が通知するところによる。

(3) 前号における支払期日までに違約加算金が支払われなかった場合、当該旅行事業者等は、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払い額に年10.95%の割合で計算した延滞金(千円未満切上げ)を支払わなければならない。

2 前項第2号において財団理事長が助成金の返還を求めた場合において、指定した期日までに返還しなかった場合には、前項第3号の規定を準用し、延滞金を支払わなければならない。

(調査等)

第13条 要綱第7条に基づき、登録旅行事業者等は、財団が本事業に係る精算書類や参加者名簿、宿泊者名簿等の調査等を求めた場合、直ちに提示しなければならない。

(個人情報に関する取扱い)

第14条 登録旅行事業者等は、本事業の利用者から得た個人情報については、財団に対する実績報告及び助成金の支払手続きを行う目的の範囲内で利用するものとする。

2 財団は、登録旅行事業者等から提供された利用者の個人情報について、当該事業者の実績の確認及び当該事業者に対する助成金の支払手続きの目的の範囲内で利用するものとする。

3 前項までの個人情報の利用及び提供に関する取扱いについては、利用者が利用規約を確認の上支援対象商品に申込をすることにより、当該取扱いについて利用者の同意を得たものとする。

この要領は、令和4年10月7日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月2日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月26日から施行する。